

健康保険・厚生年金保険適用事業所名称/所在地変更（訂正）届

（管轄外の場合）

【手続概要】

この届出は、年金事務所の管轄を越えて、事業所の所在地変更（同時に名称変更があった場合を含む）があった場合、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。

届出により、次のとおり変更となります。

1. 管轄年金事務所の変更

同一都道府県内の場合・・・届出日の翌月1日より変更されます。

都道府県外の場合・・・届出日の翌月1日または翌々月1日より変更されます。

※届書受付日によって異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

2. 健康保険料率の変更（協会けんぽ管掌の健康保険の場合）

他の都道府県に事業所が移転する場合、健康保険料率に変更になる場合があります。

この場合、届書に記載された「事業開始年月日」から変更後の健康保険料率が適用されることになり、既に徴収済みの健康保険料に過不足があるときは、年金事務所の管轄変更後に初めて納付する保険料で精算されます。

【添付書類】

以下の1.～3. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類は、提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものをご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

1. 法人事業所の場合（所在地変更・名称変更共通）

法人（商業）登記簿謄本のコピー※

2. 個人事業所の場合（所在地変更）

事業主の住民票のコピー※

3. 個人事業所の場合（名称変更）

公共料金の領収書のコピー等

※事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを添付してください。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html)をご確認ください。

【提出先】

変更前の事務所の所在地を管轄する年金事務所

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参